

聖籠町出産費用支援制度のご案内

出産費用の一部を助成することにより、子育てをする家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することを目的としています。

1 対象者

- (1) 令和8年4月1日以降に出産した方（妊娠85日以上の出産及び死産を含む）
- (2) 加入する健康保険の保険者から支給された出産育児一時金、高額療養費、追加給付金を足した金額よりも医療機関に支払った出産費用が高額な方
- (3) 出産日以前から町内に住所を有し、かつ、申請をした日において引き続き町内に住所を有している方

2 助成額

上限額5万円まで。

医療機関に支払った出産費用から加入する健康保険の保険者から支給された金額（出産育児一時金、高額療養費、追加給付等）を差し引いた金額（上限5万円）を助成します。

3 申請手続き

聖籠町出産費用支援交付申請書と下記に記載したものを添えて申請してください。

- (1) 医療機関から発行される出産費用の領収書と明細書
- (2) 出産した方の加入する保険が分かるもの（資格確認証・マイナポータルに記載の資格情報画面など）
- (3) 保険者から高額療養費や追加給付を受けた場合は、それを証明するもの
- (4) 出産育児一時金の受給を証明するもの

(注意)

出産日から6ヶ月以内に申請してください。

上記の提出書類で助成金が確認できない場合は、他に必要書類をお願いする場合があります。

<提出する書類>

上記のほか、申請書の記入時に通帳など振込先口座がわかるものが必要です。

4 助成の決定等

助成の承認・不承認については、申請した翌月に郵送でお知らせします。また、承認の場合は、申請した翌月末に助成金を振り込みます。

申請・問い合わせ先

聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）健康推進係 ☎0254-27-6511